

滋賀県低炭素化技術開発・実証化補助金の3次募集について

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

滋賀県では、社会の低炭素化につながる活動を実施する県内の中小事業者等が自ら実施する、低炭素社会の実現に係る新製品や新技術に関する研究開発、試作開発（以下、「技術開発」という。）や実証化を促進し、新分野への進出、新産業の創造等につなげるため、「滋賀県低炭素化技術開発・実証化補助金」を設け、県内中小企業者等が行う新製品、新技術の開発に必要とされる原材料費、機械装置等の経費に対して、その一部を助成します。

つきましては、平成26年度における補助事業にかかる開発計画の3次募集を実施しますのでお知らせします。

記

●受付期間

平成26年8月6日(水)～平成26年9月4日(木) 12:00(正午) 必着

●対象技術分野

社会の低炭素化につながる技術全般

●補助対象者

滋賀県内に事業所を有し、技術開発や実証化を県内で行う中小企業者等。ただし、本補助金に開発計画を申請するまでにCO₂排出量を削減する取り組みを実施しているもの。

●補助対象事業

1. 技術開発ステージ

十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための開発

2. 実証化ステージ

新技術や新製品の事業化または商品化のための試験、分析、検査、評価等

●補助対象者の種別

1. 単独研究型・・・中小企業者等が単独でおこなうもの

2. 共同研究型・・・中小企業者等が共同研究体を構成しておこなうもの

※「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の2者以上によって構成される連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるものを指します。

●補助限度額

技術開発ステージ 100万円以上～1,000万円以内

実証化ステージ 490万円以内

●補助率 (単独研究型) 補助対象経費の1/2以内
(共同研究型) 補助対象経費の2/3以内

※ 本補助金は競争的資金です。したがって、応募者すべてが採択されるわけではありません。

※ 補助金の交付額は、審査結果や県の予算等により申請額から減額することがあります。

●提出先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課（県庁東館2階）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3791

※ 募集案内および申請様式等は、県庁モノづくり振興課のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shinsangyo/low-carbon/boshu.html>

●問い合わせ先

○補助金全般 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 TEL: 077-528-3791

○技術的内容 滋賀県工業技術総合センター
(栗東) TEL: 077-558-1500 (信楽) TEL: 0748-82-1155

滋賀県東北部工業技術センター
(長浜) TEL: 0749-62-1492 (彦根) TEL: 0749-22-2325